

# 第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 4 月  
岐阜労働局

## はじめに

働く人々の安全と健康を確保することは、いかなる社会、経済情勢であっても継続的に取り組むべき重要課題の一つであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないものである。

このため、昭和 33（1958）年から 13 次にわたり「労働災害防止計画」が策定され、各企業や関係業界、専門家などと協力しながら対策に取り組んできたところであり、この度、令和 5（2023）年度を初年度とした新たな「第 14 次労働災害防止計画」が策定されたところである。

岐阜労働局においては、当該計画を踏まえ、岐阜県における労働災害防止対策を推進するため、「第 14 次労働災害防止推進計画（以下『14 次防』という。）」をここに策定する。

## 1 労働災害防止に関する目標

### （1）計画の期間

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 か年を計画期間とする。

### （2）計画の目標

岐阜労働局、管下労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

#### （ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

#### （イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 46.8% 50.0%】

**(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 70%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 59.5% 70.0%】

**(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進**

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027 年までに 45%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 30.5% 45.0%】
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 95%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 92.9% 95.0%】
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 号第 1 号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

**(オ) 労働者の健康確保対策の推進**

- ・事業場における年次有給休暇の取得率を 2027 年までに 70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合を 2027 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 64.8% 80.0%】
- ・50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。【R4 安全衛生管理自主点検 75.9% 80.0%】

**(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**

- ・労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年まで

に 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。【R4 確定値 0.76】
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 35 日以下とする。【R4 確定値 38.27 日 35 日】
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。【R4 確定値 0.67】

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。【R4 確定値 7.62】

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とする。【R4 外国人確定値 6.17、R4 全体平均確定値 4.69】

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少させる。【R4 確定値 246 人 233 人】
- ・建設業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。【R4 確定値 6 人 5 人】
- ・製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少させる。【R4 確定値 203 人 192 人】
- ・林業の死亡者数 0 人を継続させる。【R4 確定値 0 人 0 人】

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である労働者のうち、週労働時間 60 時間以上の労働者の割合を 2025 年までに 2 %以下とする。【R4 安全衛生管理自主点検 2.31% 2.00%】
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。【13次防期間50人 14次防期間47人】
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。【13次防期間1人 14次防期間0人】

上記アウトカム指標の達成に取り組むことで、労働災害全体として、

- ・死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。【R4確定値13人 12人 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。】

- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。【R4確定値2,263人 2,263人以下 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。】ことを目指す。

### (3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討するものとする。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、平成元年は年間60人を超えていたが、増減を繰り返しつつも長期的には減少傾向にあり、令和元年には過去最少となる10人となった。しかし、その後は増加に転じ、令和2年で11人(新型コロナウイルス感染症によるものはない)、令和3年で26人(新型コロナウイルス感染症によるものを除くと22人)、令和4年で13人(新型コロナウイルス感染症によるものはない)となっている。

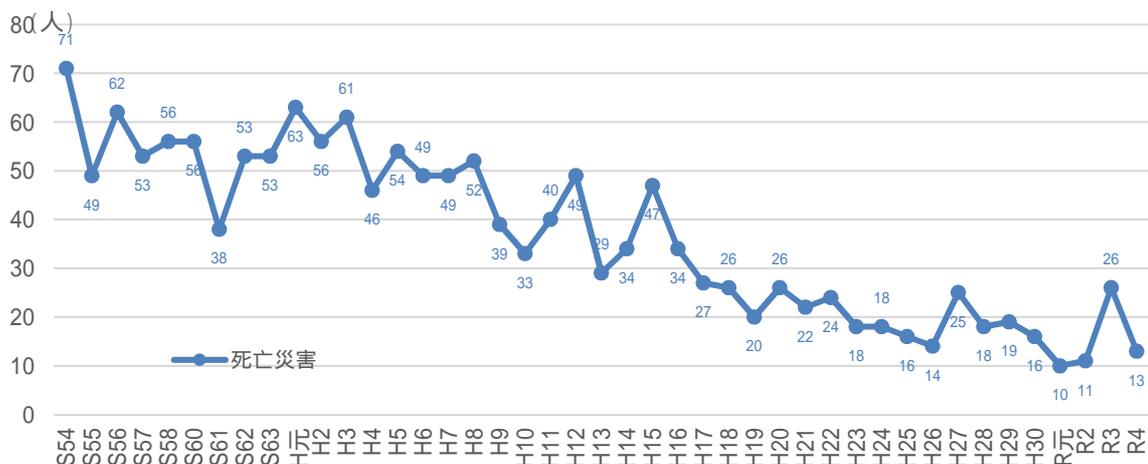


図-1：死亡災害の推移

死亡災害の推移を業種別にみると、製造業、建設業、商業等において、継続的にその発生が認められる。製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が、建設業では「墜落・転落」が、商業等では「交通事故」が死亡災害の代表的な事故の型として挙げられる。また、林業においては、「激突され」が代表的な事故の型として挙げられることから、これらの防止対策に取り組むことが必要である。

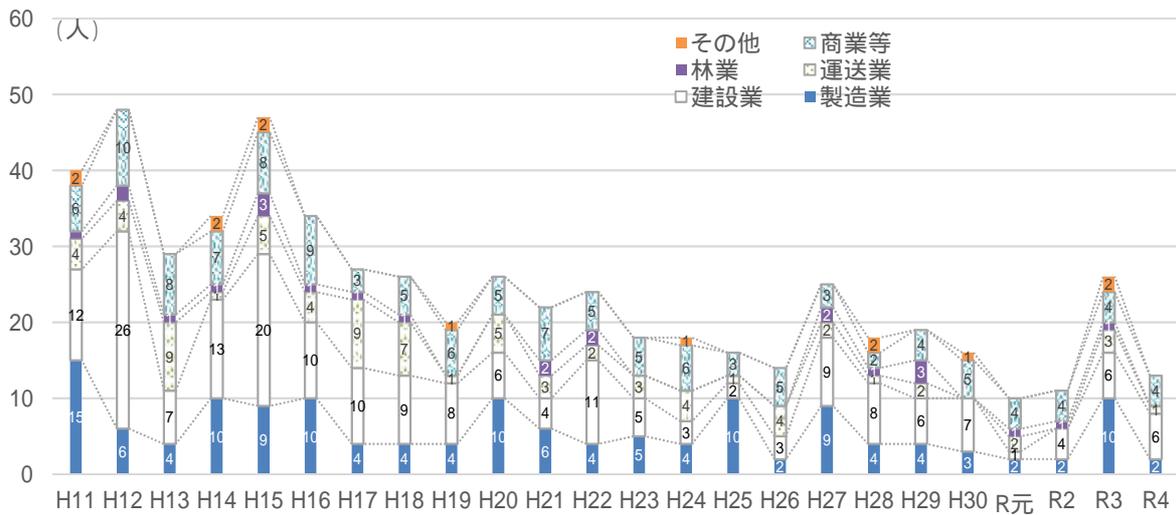


図-2：業種別死亡災害の推移

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、平成元年は4,500人を超える被災者が認められたが、長期的に減少傾向にあり、平成27年には過去最少となる1,941人を記録した。しかし、平成20年代には減少傾向が鈍化しほぼ横ばいとなるほか、平成27年を最後にその後は増加に転じることとなった。特に近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年は2,150人(新型コロナウイルス感染症によるものを除くと2,068人)、令和3年は2,535人(新型コロナウイルス感染症によるものを除くと2,182人)、令和4年は3,975人(新型コロナウイルス感染症によるものを除くと2,263人)にまで増加した。

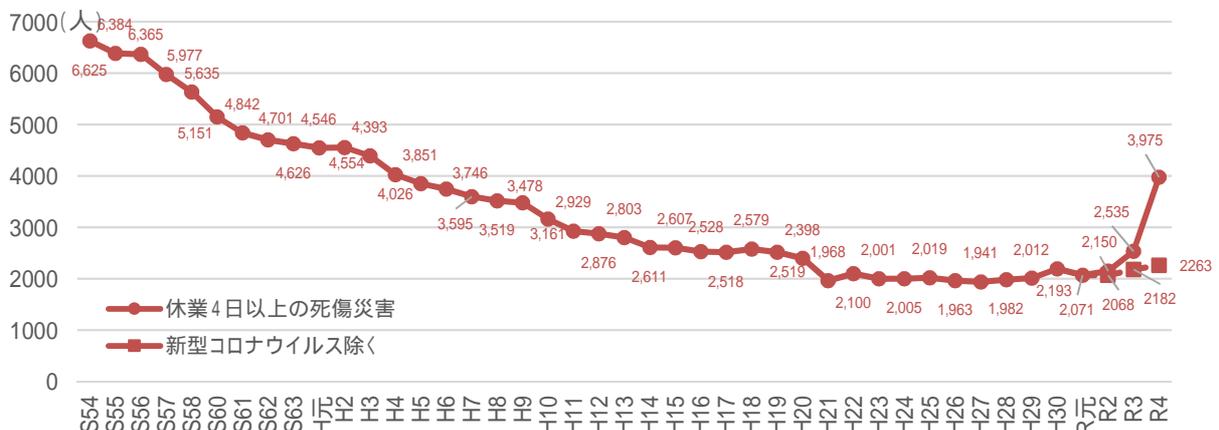


図-3：死傷災害の推移

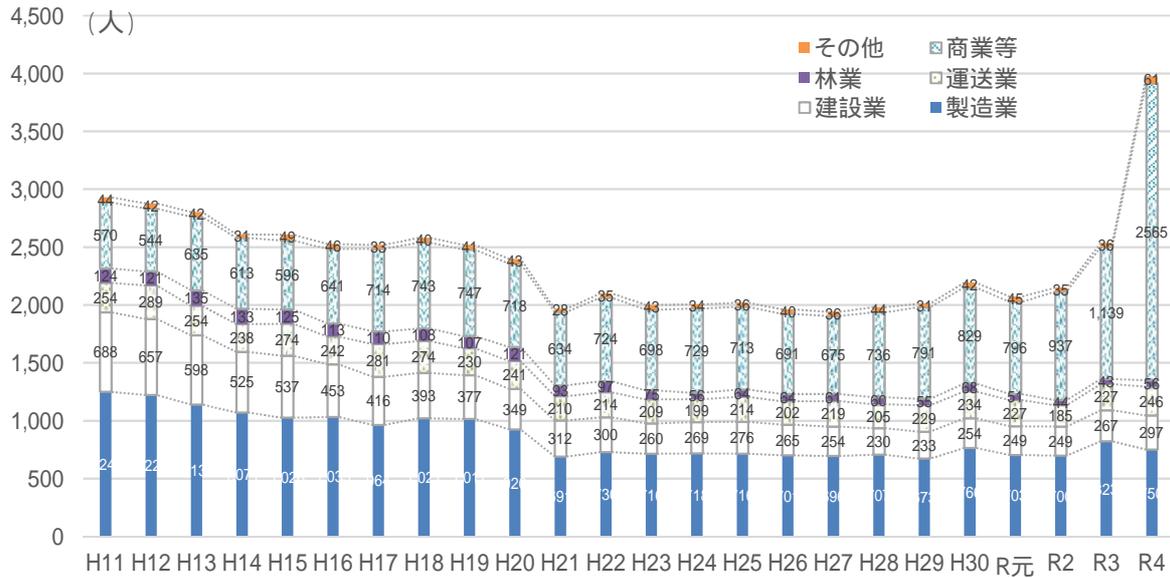


図-4：業種別死傷災害の推移

業種別にみると、製造業をはじめとする工業的業種においては、横ばいの状況にあり減少傾向は認められないほか、商業等の非工業的業種に至っては増加傾向にある。増加傾向の背景として、就業労働者数の増加が考えられるものの、これを考慮しても増加が著しい。

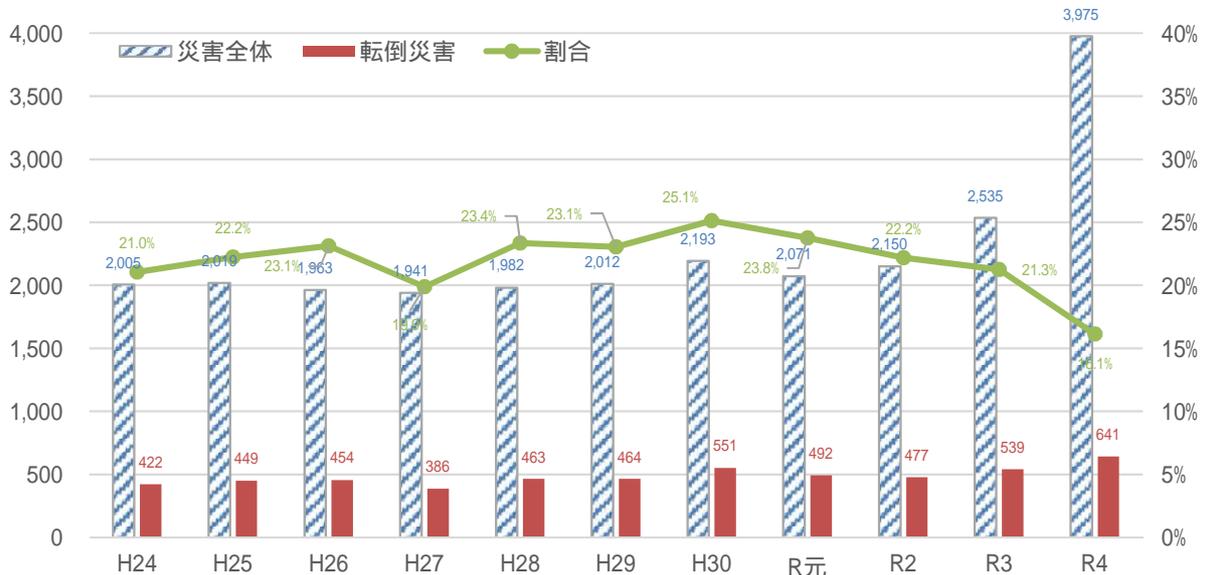


図-5：転倒災害の推移

事故の型別にみると、製造業や建設業に多い「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」については減少傾向が認められる一方で、「動作の反動・無理な動作」は減少が認められない。特に「転倒」に至っては、近年の新型コロナウイルス感染症の影響を除くと、最も多い事故の型であり、発生件数も増加

傾向にあることから、これら労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」の防止対策に取り組むことが必要である。

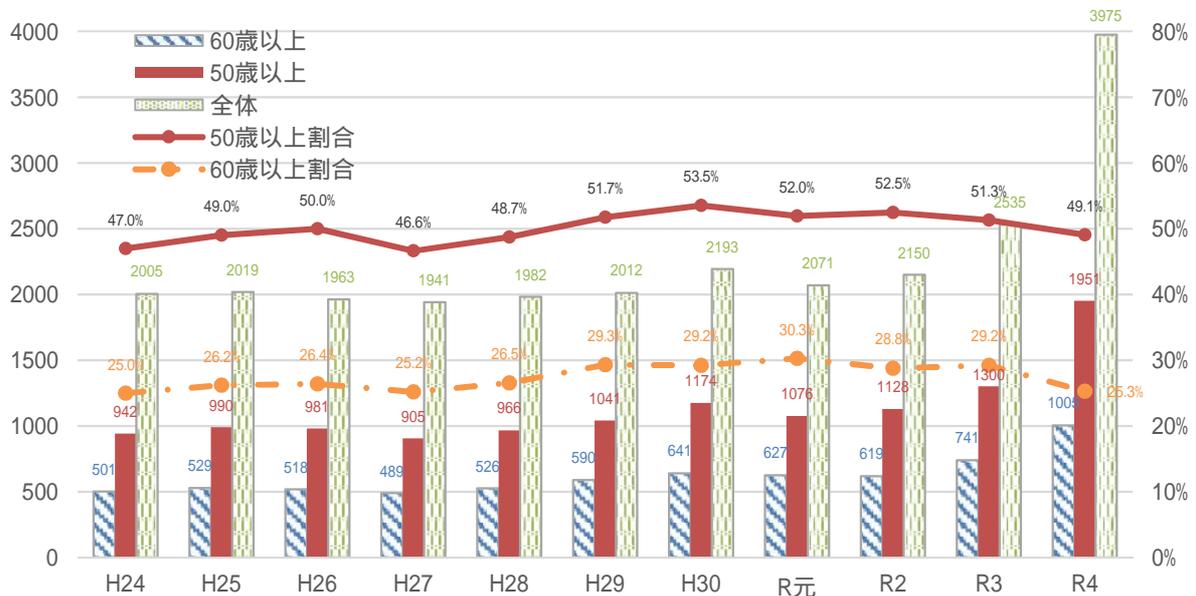


図-6：高齢者による労働災害の推移

また、労働者の高齢化にあわせて、被災者のうち、60歳以上の労働者が占める割合も増加傾向にあり、50歳以上の労働者が占める割合に至っては、近年災害全体の約半数に上っている。

こうした状況から、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

### (3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

過労死等が社会的問題となる中、健康増進法に基づき岐阜県が策定する岐阜県健康増進計画において、「働く世代のこころの健康の保持増進」が重要課題とされるなど、職場におけるメンタルヘルス対策は、喫緊の課題となっている。

令和4年に実施した安全衛生管理自主点検結果によると、メンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明している事業場の割合は84.8%に留まっており、メンタルヘルスに関する相談窓口を設置している事業場の割合は、規模50人以上の事業場においても85.5%となっている。

こうした状況から、一層メンタルヘルス対策の推進を図ることが必要である。

### (4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）については、製造業のみならず、建設業、第三次産業等の幅広い業種において認められるほか、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が多くを占めている。

また、今後施行を迎える個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令について、定着を図ることが必要となっている。

その他、2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

こうした状況から、化学物質対策については、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底とリスクアセスメントの確実な実施に取り組むとともに、石綿ばく露防止対策の強化を継続することが必要である。

#### **（５）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性**

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。

そのため、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることについて周知を行っていくことやDXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組を支援することが必要である。

他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

### **3 計画の重点事項**

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- （１）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- （２）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- （３）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- （４）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- （５）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- （６）業種別の労働災害防止対策の推進
- （７）労働者の健康確保対策の推進
- （８）化学物質等による健康障害防止対策の推進

### **4 重点事項ごとの具体的取組**

#### **（１）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**

・「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活

用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。また、「新はつらつ職場づくり宣言」を行う事業場の増加に向けた周知を行う。

## **(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

・転倒災害をはじめとする作業行動に起因する労働災害は、加齢による身体的能力の低下も関連して、高齢化に伴い発生率が高くなることを踏まえ、その防止対策の推進に向けた指導を行う。

・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施について指導を行う。

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及について周知を図る。

## **(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進**

・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組について指導を行う。

## **(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。

・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育が実施されるよう、指導を行う。

## **(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

## **(6) 業種別の労働災害防止対策の推進**

### **ア 陸上貨物運送業対策**

・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた周知、指導を図る。

・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知を図る。

### **イ 建設業対策**

・「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実について周知、指導を行う。

- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策が徹底されるよう指導を行う。

#### **ウ 製造業対策**

- ・機械導入時等に、使用者におけるリスクアセスメント及びリスクアセスメントの結果を踏まえた改善措置が確実に実施されるよう指導を行う。

#### **エ 林業対策**

- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底に向けた指導を行う。
- ・伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第4号改正)等の周知を図る。

### **(7) 労働者の健康確保対策の推進**

#### **ア メンタルヘルス対策**

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の周知及び取組の推進を図る。

#### **イ 過重労働対策**

- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援がされるよう指導を行う。
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・啓発等に、引き続き取り組む。
- ・令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。
- ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(令和4年12月23日厚生労働省告示第367号)」の周知、啓発等に取り組む。

#### **ウ 産業保健活動の推進**

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な体制が整備されるよう指導を行う。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を引き続き行う。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場における産業保健活動の推進に向けた取組を引き続き支援する。

### **(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**

#### **ア 化学物質による健康障害防止対策**

- ・化学物質については、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入

手が徹底されるよう指導を行う。

- ・化学物質に係るリスクアセスメントの確実な実施及びリスクアセスメント結果に基づく作業の改善など、必要な措置の確実な実施に向けた指導を行う。
- ・クリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の周知等、事業場における化学物質管理の支援を行う。

#### **イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策**

- ・建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査の徹底に向けて指導を行う。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告が徹底されるよう指導を行う。
- ・事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施が徹底されるよう指導を行う。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用が推進されるよう周知、指導を行う。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」への、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の登録に係る周知徹底を図る。

#### **ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策**

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知、指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組がなされるよう周知、指導を行う。

#### **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組が実施されるよう周知、指導を行う。

## 死傷年千人率等の算出について

### 毎月勤労統計（5人以上）の業種別労働者数（人）

	平成 26 年... a	令和 4 年... b
製造業	176,094	183,353
建設業	39,774	39,566
運輸業・郵便業	33,851	36,802
卸売業・小売業	100,955	124,236
医療、福祉	86,907	107,148
全業種	638,053	684,397

### 総務省統計局経済センサス基礎調査を独自集計したもの（人）

平成 26 年... c	局全体	岐阜署	大垣署	高山署	多治見署	関署	恵那署	岐阜八幡署
製造業	206,087	57,621	46,620	12,277	33,447	33,495	18,527	4,100
建設業	43,159	16,630	8,492	4,570	4,943	4,477	2,684	1,363
陸上貨物運送業	22,535	9,055	4,939	1,151	3,348	2,755	1,006	281
小売業	109,368	45,174	18,826	8,477	16,633	10,301	7,694	2,263
社会福祉施設	49,460	16,400	9,427	4,808	7,671	6,096	3,826	1,232
全業種	790,923	314,910	143,029	61,704	115,678	87,158	52,338	16,106

13 次防推進計画において既出

陸上貨物運送業は陸上貨物運送業+貨物取扱業で人数を算出している

### 令和 4 年の労働者数の推計値（人： $b \div a \times c$ で算出）

令和 4 年	局全体	岐阜署	大垣署	高山署	多治見署	関署	恵那署	岐阜八幡署
製造業	214,582	59,996	48,542	12,783	34,826	34,876	19,291	4,269
建設業	42,933	16,543	8,448	4,546	4,917	4,454	2,670	1,356
陸上貨物運送業	24,500	9,844	5,370	1,251	3,640	2,995	1,094	305
小売業	134,589	55,591	23,167	10,432	20,469	12,676	9,468	2,785
社会福祉施設	60,979	20,220	11,623	5,928	9,458	7,516	4,717	1,519
全業種	848,370	337,783	153,418	66,186	124,080	93,489	56,139	17,276

四捨五入の関係により、各署の合計は局全体の数と一致しないことに注意のこと

労働者全体に対する 60 歳以上労働者の占める割合（％）

- R4 自主点検による労働者数合計(工業的業種 160,745 人、非工業的業種 148,262 人、建設業 23,445 人)は 332,452 人... d
- R4 自主点検による 60 歳以上労働者数合計(工業的業種 21,318 人、非工業的業種 26,408 人、建設業 3,935 人)は 51,661 人... e
- $e \div d \times 100 = 51,661 \div 332,452 \times 100 = \underline{15.539... \%}$

労働者全体に対する外国人労働者の占める割合（％）

- R4 自主点検による労働者数合計(工業的業種 160,745 人、非工業的業種 148,262 人、建設業 23,445 人)は 332,452 人... f
- R4 自主点検による外国人労働者数合計(工業的業種 7,590 人、非工業的業種 5,036 人、建設業 594 人)は 13,220 人... g
- $g \div f \times 100 = 13,220 \div 332,452 \times 100 = \underline{3.976... \%}$